

平成27年第4回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成27年12月9日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	高野光司君
企 画 財 政 課 長	清水一男君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	井原有一君
福 祉 課 長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経 済 課 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	岩戸友広君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書
書

記
記

宮 本 正 裕
飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成27年12月9日（水曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、6番船川京子議員。

〔6番船川京子君登壇〕

○6番（船川京子君） 1番通告、6番船川京子です。

師走に入り何かとお忙しい中、傍聴席の皆様におかれましては、お運びいただきありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

病児保育及び病後児保育の取り組みについて。

一般的に病児保育とは、突発的な発熱や風邪などで保育所が預かれない子供を、親が仕事を休めないときに、親にかわって病気の子供の世話をするという意味で使われます。また、病後児保育とは、病気は治っているもののまだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の子供を、親にかわって世話をするという意味で使われています。これら病児保育、病後児保育は施設型と訪問型に大きく分類され、力強い子育て支援として全国的に広がりを見せています。

病気の子は保育所に預けることができません。37度5分以上の発熱で一般保育園では預

かってもらえないのがほとんどの場合です。子供の病気は、働いている親にとって最大の難関と言えらると思います。親であれば、誰しも子供が回復し元気になるまで付き添ってたいのがごく当たり前の気持ちです。しかし、現実には早々仕事を休めるときばかりではありません。たび重なれば、なお休みづらくなっていくことでしょう。

労働基準法に規定されている年次有給休暇とは別に、育児介護休業法に定められているこの看護休暇を共働き家庭の場合、男女それぞれが取得することができますが、1年度において5日を限度とし、子供が2人以上の場合でも10日を限度としています。乳児、幼児は一度熱を出すと3日、4日と下がらないことは珍しくありません。また、水ぼうそうなどの感染症にかかれば、1週間は親が仕事を休み看病しなければ、子供は回復できません。そばに祖父母など安心して子供を預けられるところがある人は心強いと思います。しかし、現実とはいうと、なかなかそうはいきません。共働き家庭がふえ、親たちが仕事をしていることが当たり前のようになんてなっている現代、その需要は高まり、多くの要望の声が町にも届けられていたのではないのでしょうか。そんな働く親たちにとって安心・安全な子育て支援策がこの病児保育、病後児保育の実現だと考えます。

平成26年3月の茨城県における実施状況は、病児対応型が7市町、病後児対応型が20市町村、重なりもあり23市町村でいずれかが実施されているとの報告が示されています。近くは龍ヶ崎市、取手市、牛久市、阿見町などで現在実施されています。利根町でも、うれしいことに病児保育の検討をされているとお聞きいたしました。

茨城新聞の利根町町制施行60周年特集の中で、町長は子育て環境県下一として進める政策の一つに、病児保育事業を来年から導入できるよう、民間の保育施設を支援していく予定との方向性を示されました。心からうれしく感じるとともに、大きな期待を寄せずにはられません。

医療機関の協力や施設整備、人材確保、予算化など、その実現までには取り組まなければならない課題が多々あるのではないかと思います。町として病児保育及び病後児保育における、その準備の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 船川京子議員に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

病児保育及び病後児保育の取り組みについて、現状と今後の見通しについてというご質問でございますが、これまで保育所等に通うお子さんが病気になったときの対応については、日中働いている保護者の方は大変ご苦労をされていたということでございます。

茨城県によりますと、先ほど船川議員おっしゃるように、平成25年度、26年度時点では病児保育の実施状況は県内でも7カ所となっており、最寄りの病児保育の施設は龍ヶ崎市に1カ所しかなく、利根町の保護者にとって利用のしやすいものではないと認識しており

ます。このような状況を踏まえ、当町の保育の充実を図るため、病児保育の導入に向け調査し、検討をしている段階でございます。

当町において導入を検討している事業は、病児対応型でありまして、内容としましては児童が病気の回復期に至らない場合であり、当面の症状の急変が認められない場合において、民間事業者による保育施設での専用スペースで一時的に保育するという事業でございます。

今後の見通しでございますが、病児保育施設では、保育士と看護師の配置や医療機関との連携、専用スペースが必要となるため、保育施設の改修などさまざまな課題がございますので、それら一つ一つの問題を解決し、平成28年度中の実施に向け、関係機関等と調整している段階でございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今の町長からいただいたお答えの中で、病後児でなく病児保育対応というお答えをいただいたんですけども、先ほど病児保育のくくりの中に突発的な発熱や、要するに朝、親が出勤をしようとしたときに熱が出ていたり、体調に異変があったりした場合、これも病児保育にくくられると思うのですが、そういった場合の対応までご検討いただいているのでしょうか。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それではお答えいたします。

突発的に熱が出たときに預けることができるのかというご質問でございます。病児保育ということで、先ほども町長答弁の中にありましたけれども、医療機関との連携ということが必要になってまいります。ですから、まずは医療機関に行ってもらおうというのが先になります。

それで、その医師に診断をしていただいて、病児を保育施設で預かっていいということになった場合、お預かりするということになります。あくまでもそれは病児保育施設でのお預かりということになります。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 現場の現状は大変よく理解をいたしました。

現実には、朝起きて子供の急な発熱、別の医療機関で診てもらって、預けてもいいかどうかの判断を受け、そして保育施設に連れていくというのは、なかなか親にとってはハードルのある対応ではないかと思えます。つまり、回復期と病児の初期の段階の間が預かれる一番の広い対応になるかなど、そんなお答えの印象を持ちました。

そこで、例えば風邪の時期とか流行り病のある時期というのは、需要が一度に膨れ上がるのではないかと思います。しかし、この病児保育の場合は、ごく限られた子供しか預かることができないのではないかと思います。今、何人ぐらいの子供を預かろうと考えて

いらっしゃるのか、お答えできるのであればお答えください。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 病児保育を現在検討している状況の中で、どのような施設をつくっていただけるのかということでございますけれども、ほかの施設等も見せていただいているんですが、最小限のものでないとなかなか、民間の施設ということになってまいりますので、また実施するとなれば、それなりの採算といったものも考えられると思いますので、その場合は保健師1人、それから、保育士1人という形で、許容できる預かれる子供は3人までということになります。

当然、インフルエンザ等といった場合には、自宅で見てもらおうような形には当然なってくると思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今、具体的に3人という人数を上げていただきました。確かに課長のおっしゃるとおり、この病児保育はせいぜい3人から5人ぐらいが対応できる人数ではないかと思います。町としても初めの一步ということで、ここから徐々に将来に向け、体制を整備していただければと期待をしていきたいと思います。

関連いたしまして、もう1点お尋ねしたいと思います。

この病児保育には訪問型というのもあります。次の段階にはなるとは思いますが、この訪問型については現時点でどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 幾つかの形が病児・病後児保育の対応としてあるわけですが、その一つとして非施設型の訪問型という対応もございます。訪問型の病児保育を実施いたしますのには、一定の研修を修了した看護師等、保育士、また研修により市町村長が認められた者、いずれか1名以上という配置が必要になるわけでございます。

さらに、地域型保育事業の居宅訪問型保育事業者という位置づけになります。これは条例のほうでお話したものでございますけれども、そういった施設事業者と居宅訪問型保育事業者という位置づけになりますので、町に申請をいたしまして認可するという必要があります。この認可を受けてから病児の訪問型として補助制度などもあるわけですが、事業開始をすることができるということでございまして、現在、利根町には居宅訪問型保育事業者はおりません。

まずは検討中の病児保育の実現をさせていくべきではないかと、そのように考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今、課長がおっしゃったように、まずは施設型の病児保育に取り組むべき、全くそのとおりでございます。しかし、子育て県下を目指していただいている町の福祉であるならば、将来的にはこの限られた人数しか対応できない施設型、その先

には醸成の末に訪問型も頭に置いていただけたらと思います。それでは、この画期的な病児保育の実現を楽しみにいたしまして、次の質問をさせていただきます。

図書館運営についてお尋ねしたいと思います。

昨今、日本人の活字離れを懸念する声は多く聞かれます。しかしその一方で、意外にも全国的には知の拠点である公共図書館の利用は活発との見方もされております。文部科学省の調査によると、図書館数や本の貸し出し数、貸し出しを受けた人数がいずれもふえ続けているとのデータが示されています。図書館には新旧ジャンルを問わず、たくさんの本があります。そして、その蔵書の多さが最も大きな図書館の魅力だと思います。

加えて、最近では各図書館が利用促進に向けさまざまな工夫を凝らしていることが、報道機関等で紹介されています。

東京子ども図書館のように子供に特化したものから、音楽や映画などを集めたものまで、対応の幅を広げているところが見受けられます。夜遅くまでの開館や食堂、カフェつきのところ、また、コンビニ返却など、地域の実情や現場の状況に応じたサービスの向上の試みがなされていると感じています。読書や勉強に集中できる場所というだけではなく、複合型を取り入れ、いるだけで楽しい図書館が全国にふえている印象を持ちます。

利根町の知の拠点である利根町図書館は、平成8年に設置され、今日まで健全なる管理運営のもと、幅広い年代の多くの町民の方たち初め、近隣市町の住民の方々など、利用者の皆様に大変喜ばれていると認識しています。

夏休みなど、長期休暇中は児童や生徒、学生などが学習環境の整っている図書館で集中して勉強することもあるでしょう。また、近年は図書館の利用者の中で自己啓発や自己研鑽などの時を過ごされるご年配の方がふえているように感じます。利根町図書館管理運営規則、行為の制限第28条で、図書館を利用または使用する者は、次に挙げる行為をしてはならないとし、第3項に館内での飲食または喫煙等をすることと記され、館内での飲食は制限されています。

図書館は個人が学ぶべき場所であり、空間共有者に影響を及ぼす行為が望ましくないことは十分認識しています。けれど、孤立したスペース確保が可能であるなら、真夏に水分補給などができる場所があることは、利用者へのサービス向上につながるのではないかと考えます。図書館が持つ本来の目的や位置づけは変わらずとも、時の流れや社会環境の変化などに伴い、その形態や様相は少しずつ変わってきているように感じます。利根町図書館の飲食スペース設置に対するお考えをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 図書館運営については、教育長のほうより答弁させます。

○議長（井原正光君） 杉山英彦教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、船川議員のご質問にお答えいたします。

図書館の飲食スペース設置に対する考えについてのご質問ですが、図書館の飲食スパー

スについては、図書館は図書館雑誌、視聴覚資料、展示資料、録音資料等のメディアや情報誌を収集し保管し、利用者への提供等を行う施設とされております。先ほど出ましたけれども、図書館法第2条では、図書館とは図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設と、図書館の設置目的設定が定義されております。

図書館を管理する町としましては、これらの目的達成のために、施設の環境整備をしていくことは当然の責務であると考えております。これまで、図書館は他の図書館と同様に館内での全ての飲食を禁止してきたところではありますが、しかし平成27年度においては猛暑等の影響もあり、夏休み期間中の約2カ月間、2階会議室を飲食スペースとして開放しております。利用者は1日平均2人ぐらいでしたが、大変好評でありました。

図書館としまして、その目的の一つに個人の調べ物学習を援助するというものがあります。長時間調べ物をしている利用者の利便性の向上や体調を考慮し、館内での飲食場所の提供につきましては、通年を通しての実施を検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今の教育長からいただいたお答えで、通年を通して検討していくと、その一言をいただきましたので、これ以上お聞きすることはありません。少しでも早くスタートしていただけるように期待をしております。

それでは、次の質問をさせていただきます。公民館のトイレリフォームについてお尋ねしたいと思います。

利根町公民館は30年間にわたり多くの町民の皆様に、なれ親しまれながらご利用いただき、地域コミュニティーの中心的役割を果たしてきている大切な公共施設だと認識しております。近年は町の高齢化が進み、公民館で開催されるイベントなどに参加される方たちの年齢層もだんだん高くなってきています。そんな中、並行してトイレのリフォームを望む声が大きくなってくるのは、ごく自然な流れだと思います。

また、現役世代の方からも、今は公民館に足を運ぶ機会は少ないけれども、将来的には町のサークル活動などを楽しみたいとの理由から、洋式化を望む声は少なからず聞かれます。公民館のトイレリフォームに対する町のお考えをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 公民館のトイレのリフォームに対する考えということでございますが、教育長と先日ヒアリングをしてありますので、教育長のほうから答弁させます。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 公民館のトイレリフォームに対する考えについてのご質問でございますが、現在、公民館は住民のために実際生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする教育施設として運営をしております。

公民館は開館当初、全体で男女合わせまして17の大便秘器がありました。洋式トイレは身体障害者1個とそのほか3個の計4個でありました。残り13個の大便秘器は和式便器で、この中で平成21年度に5個の大便秘器について、利用者の要望を受けまして和式から洋式へとリフォームさせていただきました。

今回、公民館のトイレリフォームにつきましては、利用者の利便性を向上するために早期の改修工事に向けて検討させていただいております。

内容につきましては、公民館1階及び2階にある和式トイレの一部を洋式トイレ、ウォシュレット付に計4カ所を変更する計画であります。また、トイレのスペース拡張につきましては、トイレ全体の改修工事が、スペースがございまして必要になり、多額の予算が必要となりますので、すぐにはちょっと難しいかなと思いますので、年次計画を策定し、総合的な判断が必要であるかなと考えております。

公民館施設整備管理並びに運営につきましては、築30年という老朽化と館の構造上の問題を踏まえました中で、皆様にはできるだけ利用しやすい社会教育施設として、公民館運営を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 私が言うまでもなく、町長初め教育長も、現場でどれだけご年配の方が足を運び、その運びやすい、また足が遠のくハードルを外したいというお気持ちは伝わってきます。検討していただけるということで、そこも今後期待をしていきたいと思っております。

そこで関連いたしまして、オストメイト対応型とベビーチェアに関してはどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

公民館におけるオストメイト用トイレにつきましては、先ほど教育長が公民館トイレリフォームにつきまして、財政当局と協議中という旨の答弁をしましたがけれども、オストメイトにつきましても財政当局と現在協議中であります。

直腸がんや膀胱がん等が原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工肛門や人工膀胱を増設したオストメイトの方は国内で20万人から30万人いると言われておりまして、町内におきましても約20名弱の方がオストメイトとなっております。

こうした方の活動範囲を広げるためには、オストメイト用トイレを公共施設に設置しまして、利便性を高めることは極めて重要であると考えております。

また、ベビーチェアの設置につきましても、現在、財政当局と協議中であります。利根町におきましては、少子高齢化や人口減少が進行しておりまして、地域を取り巻く環境が大きく変化をしております。このような状況の中で、男女がともに協力し合い、いつまでも健康で安心して暮らしていくことができる男女共同参画社会の実現を目指し、ことしの

3月に利根町男女共同参画推進プランを策定しております。

この推進プランにおきましては、子育てにおける男女共同参画の推進員としまして親子にやさしい公共施設の整備事業ということで、公共施設でのベビーベッドやベビーチェアの設置が事業として位置づけられております。この推進プランでは、平成27年度から平成31年までの5カ年計画でありまして、この期間内のなるべく早い時期に整備を進めるべく、現在作業中でありまして、こうした状況を踏まえまして、来年度以降の予算を策定中でありまして。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） トイレのベビーチェア、この子育て世代に対する支援から洋式化、高齢者の方に対する配慮まで、幅広く現場のニーズを考えながらご検討いただいているということをお大変よく理解をいたしました。あとは予算化の実現と現実に一人でも多くの、特に高齢者の方に足を運んでいただけるような公共施設に成長することを楽しみにしていきたいと思っております。

それでは、最後の質問をさせていただきます。マイナンバー制度導入における町の対応についてお尋ねいたします。

国の事業であるマイナンバー制度の導入が始まりました。町でも各家庭にマイナンバーの通知カードが届き、個人番号カードの交付手続きが行われているところです。国は公平・公平な社会の実現、国民の利便性の向上や行政の効率化などを導入のメリットとして掲げ、その推進に力を入れているように感じています。町では広報とねにて特集記事を連載し、町公式ホームページによるお知らせやイベント会場などで政府広報のマイナンバーパンフレットを配布するなど、町民の皆様にご理解いただき、スムーズな手続き推進のために広報活動にご尽力いただいていると認識しております。

その政府広報パンフレットや個人番号カード交付申請のご案内などに、マイナンバー個人番号カードで利用できるサービスには、コンビニなどで住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書が取得できるコンビニ交付サービスがあることを記載しています。国はマイナンバーカード作成の推進に、その利便性をアピールしているように思います。しかし、このコンビニ交付サービスは、各自治体の事業になるのではないかと考えます。

現在、全国で約100市区町村が既にこのサービスを導入し、平成28年度中には約300に、そしてこの先さらに約500の市区町村で導入の予定があり、1億人を超える人が利用できるようになると国では見込んでいるようです。

確かにコンビニ交付サービスは早朝から深夜まで、年中無休の対応が可能となり、証明書の取得のために仕事やプライベートタイムなどに支障を来すことは、ほとんどなくなると思います。共働き家庭がふえていることを考えると、間接的な子育て支援にもつながり、町民の皆様には利便性の高いサービスの提供が可能になると考えますが、町としては証明書などのコンビニ交付サービスに対し、どのような対応をお考えになっているのかお伺い

毎週水曜日 3 時間延長いたしまして、8 時15分まで窓口を開いております。

実際、今資料をちょっと持ってないんですけども、そんな多く利用者はおりません。10人以下、1 桁代でございます。ただ、電話で普通の昼間に照会がありまして、どうしても行けないんだけど何か方法ないかということですか、そのときにはもちろんお知らせはして、その方はそれでいいんですけども、あとうちの方で広報としてはインターネットと、広報は毎月ではないんですけども、期間を決めて広報をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6 番（船川京子君） 夜も対応できることを、ぜひ多くの町民の方に周知をしていただきたいと思います。その時間帯にこのマイナンバーカードも受け取ることもできると思いますので、ぜひお知らせをいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 2 分休憩

午後 1 時 5 5 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告者、3 番石山肖子議員。

〔3 番石山肖子君登壇〕

○3 番（石山肖子君） 皆様こんにちは。2 番通告、3 番石山肖子です。

通告の順番に従って質問いたします。よろしく願いいたします。

本日はまちづくりの基本である地域づくりと人づくりの中でも、人づくりについてお尋ねしてまいります。地域づくりと人づくり、この二つが好ましい循環を形成していくための人材の掘り起こしをどのように行っていくのか聞いてまいります。

利根町では福祉政策の中の地域包括支援においても、男女共同参画においても、そして生涯学習の場、学校教育、社会教育の現場などさまざまな場所で、これから町民の参加なしでは事業を行っていくことはできないと思われれます。その基盤づくりが今必要とされているのではないのでしょうか。

協働まちづくりの担い手としての町民への働きかけ、これを町としてはどのように構想されているのでしょうか。町への愛着をもとにした自発的、主体的な行動を促すための仕掛け、これが今必要とされていると考えています。協働まちづくりへの参画基盤を充実させるための今後の方策、計画をお伺いいたします。

まず、1 の（1）第 4 次利根町総合振興計画・4 期基本計画の実施計画（平成27年度から平成29年度）「基本方針 5、町民によるあかるいまちづくり」の基本施策 1 の町民参加

によるまちづくりの推進、ページで言いますと71ページから74ページ、この中の施策3の町民参画の推進について、現在の状況をお伺いいたします。

以降の質問は自席にて行います。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

第4次利根町総合振興計画・4期基本計画実施計画の基本方針5、施策3、町民参画の推進についての現在の状況ということでございますが、町民参画の推進につきましては、住民団体が自主的また主体的に企画し実施する公益性のあるまちづくり事業を支援するため、平成25年度に利根町住民協働事業補助金交付取扱要綱を制定しております。これによりまして、住民の皆様に対し、広報とね、利根町公式ホームページ等により協働事業募集の呼びかけを行ったところでございます。

平成26年度事業につきましては、提案された事業はございません。

平成27年度事業につきましては、1件の事業提案がございまして、前年度に開催された利根町住民協働事業審査会において内容を審査し、これを採択し、現在事業が進められているところでございます。

また、平成28年度事業につきましては、3件の事業提案がありました。11月に開催された審査会において審査し、2件の事業を採択しております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） ただいま住民提案型協働事業について説明していただきました。町民参画の推進の中で、住民が提案していく事業というのは非常に大切なものでございまして、年を追うごとにその提案がふえてきている。来年度、平成28年度には2件の事業が採択されたということでございます。

この参画基盤の充実、それからもう一つ、パブリックコメントの実施というものが、町民参画の推進の中でその範囲に入っていると思っておりますが、パブリックコメントの実施などの現在の状況ですね、今までの状況がわかりましたらお伺いしたいことと、まちづくりへの参画基盤としてまちづくりガイドライン、正式には協働のまちづくりガイドラインというのですが、こちらのほうで協働事業の募集、それから、公共施設里親制度などが紹介されていると思っております。これも含めて、この町民参画の推進、住民協働の事業提案以外に、今の協働参画、町民参画の推進の状況をもう少し教えてください。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） まず、パブリックコメントの実施ということでございませぬけれども、これまで各種計画、例えば利根町総合振興計画・4期基本計画、また防災計画、また、今策定しようとしております地方版総合戦略等でパブリックコメントの実施を

図っております。

協働のまちづくりの推進の施策ということで、このガイドラインに示してありますとおり、まちづくりのツールの一つとして住民協働事業補助制度がありまして、こちらは住民提案と行政提案と二つに分かれております。そのほかに里親制度、または住民分権というツールがありますので、これから里親制度については制度確立に向けて、今、準備をしているところでございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 協働のまちづくりのガイドラインが公表されてから大変期待をしております。町民が参加していくまちづくり、これを目指して次の方向性、次の策を練らなくてはならない時期にあるかと思えます。

これから町が持続的に発展するために何が必要か、物やお金も必要ですけども、生活者の現場の感覚から生まれる知恵、これが町の富ではないかと私は思います。町民の皆さん方という人の知恵を集めて、オール利根で前に進んでいきたい。そのために考えなければならない二つの課題、これが先ほど冒頭で申し上げました地域づくりと人づくり。地域づくりは地域資源の掘り起こし、地産地消の取り組み、それから、環境、文化、資源の保全、継承、そして町民みずからが町の魅力を外へ向けて発信するというところでございます。

一方、人づくりは、地域づくりと並行して生涯学習の場、社会教育の現場、家庭が一体となって未来を担う人づくりを行っていくということではないかと思えます。

この二つに共通するのは人材、生活者の知恵です。それから、若い方々の力も必要になってくると思えます。協働まちづくりの基盤環境整備、多様な人材が今動き出すためのきっかけづくり、これが今、望まれているのではないのでしょうか。

確かに協働のまちづくりガイドラインには、協働の理念について提示されております。住民参加の入り口の事例として画期的なものではないかと思えます。この人づくりの入り口は、どのようにこれから計画していくべきでしょうか。まちづくり自体は植物を育てるような時間のかかる事業でありまして、土壌づくりから始まるような気の長い作業となることでしょう。人づくりは土壌づくりのようなもの、そしてその土壌となるものは、無償のボランティア精神だと私は考えます。

主体性を持った町民の活動、これが活発になること、そこで次の（２）の質問に移りますが、無償のボランティア精神を掘り起こさなければならない。その根拠の一つとして、2013年内閣府が行った市民の社会貢献に関する実態調査（全国の満20歳から69歳の男女1万人対象）によると、ボランティア活動に対して関心がある（東日本大震災発生前からと発生後を合わせて）方が合計58.3%であり、一方、ボランティア活動の経験者は35.0%とのことです。

これは何を示しているかと申しますと、関心があるにもかかわらず活動したことがない人が約2割強存在するということです。この関心の高さと実際の参加とのギャップ、つま

り潜在的なボランティア精神を持っておられる方を発掘する。このことが利根町においても町民参加促進のキーポイントとなると思っております。

もう一つ、内閣府による先ほどの実態調査の中で、国や地方自治体への要望として、アンケート結果なんですけれども、活動に関する情報提供・マッチングの支援が上位に上がっています。マッチングというのはボランティアのいろいろなカテゴリーがあるでしょう、それを相談しに来た人に引き合わせる、そういうお話を聞いてアレンジをする、そのような支援です。利根町でこのマッチングの支援、情報提供、これがどのように行われていくかを聞いてまいります。

①ボランティアを受け入れる団体・NPO等に関する情報提供や情報発信の充実。特にボランティアセンターや市民活動センターの情報提供窓口に対応する機能、これを利根ではどういうふうに設定されていかれるのでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） ボランティアを受け入れる団体、NPO等に関する情報提供や情報発信の充実というご質問でございますけれども、協働のまちづくりガイドラインにおいても、協働の推進のための環境整備の一つとして、協働のパートナーの育成を上げております。

協働のパートナーは自分の住む町を守り、よりよくし、次の世代につなげていくために、町民が自主性を持って連帯で自立して社会貢献活動を行う団体等を位置づけております。実際に協働のパートナーとなるのは自治会や町内会などの地縁団体、町民活動団体、NPO法人、ボランティア団体などです。当町においても福祉、教育、環境、文化、芸術などさまざまな分野でボランティア活動を行っている町民活動団体などがございます。

協働のまちづくりでは、行政サービスは町のみが担うのではなく、町民活動団体などが、その担い手として自主性を持って自立して活動していただくことが重要であろうと考えているところでもあります。

そこで、協働のパートナーである町民活動団体などの活動支援及び住民への活動情報の提供を行うため、インターネットによる情報提供や情報発信として、利根町民活動情報サイト「とねっと」を開設し、現在、91の活動団体に登録していただきまして、活動情報、募集情報、活動報告などの情報発信をしております。

今後はボランティアを実施する団体にも、この「とねっと」を積極的に活用していただくとともに、広報紙、また町公式ホームページにおきましても、ボランティアとして活動したい方を受け入れるための情報を発信するなど、充実した協働のパートナーによるまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、ボランティアセンターや市民活動センターに対応する窓口機能についてのご質問につきましては、行政としては人的配置も含めて、なかなか対応するには難しい面もございます。市などでは社会福祉協議会やNPO法人などが担っているようではありますが、そ

の点につきましては、社会福祉協議会も含めて調査研究させたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 情報提供窓口ということで質問をいたしました。「とねっと」サイトは91団体が登録しているということで、ますます活発化はしてきていると認識はしております。しかしながら、ネット上の交流、それから、ホームページ等でもさまざまなイベントの紹介とかしていることと思いますが、ボランティアを始めるきっかけになるというのは、いろいろなつながりがあると思うのです。友人、知人からの情報、子供の通う学校のPTAでの情報、自身が所属するサークル、これは先ほどの「とねっと」の中での登録団体にいっしょにすればそのサークル団体、それから、町内・町外を問わず仕事場での環境、つまり企業の中で社会貢献を推奨しているようなところで働かれている方々は意識が高いと思います。

さまざまなそのような環境の中で、最近では阪神・淡路の大震災以降から最近ですけれども、東日本大震災においても災害ボランティアが注目されて、さきの常総市の鬼怒川堤防の決壊時にも、町民の方々から、どのようなボランティアを行ったらいいのか、どうしたらいいのかという声もお聞きいたしました。無償のボランティアに対する関心は高まってきている。しかしながら、一方で実際に行動を起こすときの入り口がわからないという現実があるのではないのでしょうか。

情報がそこに集まっていて、自分が考えているこんなボランティアをしたいなという考えを聞いてくれる、そしてマッチングを行っていただける、そのような場、いろいろな考え方がありますが、最近ではプラットホームという言い方をされて話題になっておりますが、ボランティアが集うプラットホームのようなものができればよろしいかなと私は考えております。そのことが潜在的なボランティアという人材を掘り起こすために必要だと思います。

今回、私がこのボランティアセンターなりを、どのようにこれから考えていかれるのかと質問をしているのは、町として町民より先んじてそのような場を設定すること、それが町の自発性を示す大変よい格好の行動だと考えるからです。自発性は自発性をもって働きかけること、そのこととネット上のサイトを見られない方、見ない方々、そういう方々の中のボランティア精神を持っておられる方々と顔をあわせて、そこで話をした上で、その精神を共有した上で働いていただける、そのようなことが最適なボランティアの活動につながるであろう。町民の自発性が伴った人材バンクの形成などが、その先には可能性としてある。さらには町民が主体となったボランティアセンターが運営できるのではないかと。先ほどおっしゃったように、センターの運営についてはNPO団体ですとか、個人、そのようにやっているところが多いのでしょうけれども、利根町においては、町民より先んじて最初の一步という手を打ってほしいということを言いたいのです。

人材バンクについても、これからいろいろな場で必要になってくると思います。男女共

同参画、地域包括支援、そのような場で町民の手を集めなければいけない。その準備をしていただきたいと思います。

先ほど、これからボランティアのマッチング等をするような窓口としては、人的配置が難しいということをおっしゃられておりましたが、これは息の長い事業なので、これからのようにしたらいいかをぜひ考えていただきまして、プラットホームのようなものが実現できるよう、方向性をつくっていただきたいと思います。

これから以降はボランティアコーディネーターについて質問してまいります。人材がどのような形であってもつくられたとします。その人材がそろいました、その先につくるべきネットワークというものを考えたほうがいいのではないかと。縦割りではない重層的なつながりを持ったボランティア団体、個人のネットワーク、私がここで先ほど申し上げました自発的、主体的という意味なんですけれども、主体的であるということは、住民に対して主体的であれというふうには、それはもちろん私も理解いたしますが、主体的であるということは、全てを任せるということではないと考えます。主体的であるためには、町との関係、それから、周りの方との関係、団体間との関係、そのようなものになってこそ主体的であると思います。

ちょっと抽象的な言い方ですけれども、実際の例で言いますと、例えば利根町では社協のボランティア養成の場での実績があると思います。リスタートという講座もあります。専門職とボランティアの方が対等な緊張関係があつてこそ主体性が育っていく、そのように考えます。そうしますと、町としては先ほど言ったように、この主体性をまず先に示していただけないかと思えます。長くなりました。

②の質問に移ります。②のボランティア活動を行いたい人と受け入れる人を結びつける人を養成・支援することについて質問いたします。

ボランティアの人材バンク等が形成されることと並行いたしまして、コーディネーターという存在が重要になってくるのではないかとということ、ボランティアと団体、個人をつなぐ仕事というものがコーディネーターの仕事です。

しかし、コーディネーターの仕事には必要な資質があります。ボランティアの経験があること、人材育成の視点があること、リーダーシップがあること、社会的信望が厚い、連絡調整能力がある、いろいろございますが、このような取りまとめる役を担うコーディネーター、これを養成することは大変なことだと思いますが、人材を集めることと同時にリーダーを養成していくことが、これからの利根に必要ではないでしょうか。今、社協のほうでもこのコーディネーター相当のお仕事をされている方もいらっしゃると思います。そのような方を初めとして、町でもこれからコーディネーターを養成していく、これについて町の考えを聞いていきたいと思えます。

②のコーディネーター養成について、構想がございましたらお聞きいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、まず最初に、ボランティア活動を行いたい人と受け入れる人を結びつける人、団体等の養成・支援についてのご質問につきましてお答えをいたします。

協働のまちづくりの担い手である協働のパートナーをふやすためには、やはり町民と町民、町民と活動団体、活動団体同士または町民や活動団体と行政をつなぐコーディネーターの役割が重要であると考えております。福祉、教育、環境、文化、芸術などさまざまな分野でボランティア活動が行われておりますので、さまざまなコーディネーターが必要になってくると考えております。

学校区における地域コーディネーターもその一つであると考えております。その中でコーディネーターがボランティアとかかわるには、知識やスキルだけでは乗り切れない面もあると思いますし、求められる役割はボランティア活動の本質を正しく理解し、コミュニケーションをとり、人と組織との信頼関係づくりなど片手間にできるような簡単な仕事ではなく、個人の経験則だけでもクリアできるものではないと、そのように考えてもおります。

既にボランティアセンターや市民活動センターが設置されている市などにおいても、そのセンターがボランティア活動をする担い手をふやす機能を担っているにしても、やはり町民と町民などをつなぐコーディネーターの役割は重要となっていると、そのように思います。

そのコーディネーターを養成、支援するとしますと、行政職員がそのノウハウを持っているものではありませんので、民間等によりいろいろな分野のコーディネーター養成講座や研修会が行われているようではありますが、町として協働のまちづくりのガイドラインをことしの3月に策定したばかりでありますので、まずは職員にコーディネーターの役割や町民が広く社会貢献活動に取り組める環境にすることも含めて、調査、研究させたいと思っております。

このように、当面は利根町民活動情報サイト、先ほども申しあげました「とねっと」の充実を図り、ボランティアを受け入れる町民活動団体の情報を発信し、協働のパートナーの把握から進めていきまして、協働の担い手である町民が自主的、自発的に行政に参画し、活躍できる仕組みづくりについて、ガイドラインを基本に情報収集や調査研究を進め、少しずつですが環境整備に取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 町長のおっしゃったように、人材を養成するということは実に大事なことであるけれども、大変な作業だと私も思います。養成に当たっては、研修も必要でしょうし、ワークショップなども必要となってくると思います。協働まちづくりガイドラインの次の動きとして、その準備をするという意味でも養成講座、研修、それから、調査研究などを町のほうでぜひやっていただきたいと思っております。

また、コーディネーター人選の公平性をどのように担保をしていくのかという課題も出てまいります。まずは最初のお一方が非常に大事になると思われまますので、準備のほうをよろしくお願い申し上げます。

2番の質問は終わりますが、このような先ほど言いました内閣府の実態調査から見えてくる傾向を考慮しつつ、利根町でのボランティアが活発化して、主体性を持った持続的な町が実現することを期待いたします。言い過ぎかもしれませんが、日本一のボランティアのまち利根町と呼ばれることを期待しまして、次の質問に移ります。

(3) 利根町では協働まちづくりの拠点をどのように構想され、コーディネーターをどの分野で養成されますかという質問ですが、ここからはコーディネーターを養成するという前提としてのお話でございますので、しばらくまた私の考えを述べさせていただきます。お答えいただきたいと思っております。

まちづくり事業に関連する一例として上げたのが、文科省の学校支援地域本部事業、これは数年前に布川小学校で行われたものです。これが本年10月26日の協働部会の答申素案審議で地域学校協働本部（仮称）ということに一本化される方向性が示されました。このことを申し上げている理由は、このような行政の中の地域、学校というカテゴリーの中で協働の理念が入ってきている。男女共同参画、地域包括支援等と同じように、協働の理念が地域と学校の場で必要であると認識されつつあるあらわれではないかと思っており、この例を示させていただきました。

福祉施策の中でも、これから町民の参加がなくてはならないことは明らかです。地域に根差したところから活動しやすいやり方、アプローチの仕方が求められるかなと思うわけです。専門的になり過ぎなくて気軽にできることをできる範囲で行うような、そういう活動拠点の考え方、利根の人口規模から考えると、まちづくり協議会、それから、ボランティアの市民活動センター等を設定しなくても、小学校区単位で地域活性化を目指す。そのようなアプローチの仕方の一つの例が、この学校支援地域本部事業なのではないかということをおっしゃったのです。

先ほど町長がおっしゃいましたように、このアプローチの仕方ですと、必要なコーディネーターは学校地域コーディネーターという種類になるというわけです。まちづくりの担い手を発掘するに当たりまして、それから、コーディネーターを養成するに当たりまして、重要なのは協働の理念をそれぞれの方に提示しておくこと。一方ではどのような町を目指して協働の理念のもと自発的に活動していただくために何が必要かと思ったときに、青写真が必要だと思っております。ビジョンが必要だと思っております。利根町はどこに重きを置いてまちづくりを推進していくのか、そういった意味でこの質問をさせていただきます。

町長は、前回定例会において、思いやりのある町にしたいとおっしゃいました。思いやりを生み出すための協働作業、これをどういう方向性で行っていくのか、思いやりというのは、私の解釈では、無償のボランティア精神につながるものだと思います。利根はどの

ような方向でまちづくりを行っていくか、自治会・町内会単位なのか、地区単位なのか、小学校区なのか、全体で行うのか、協議会形式なのか、活動センター形式なのか、どのようにお考えでしょうか、町長にお聞きいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 基本的には全体で行うということでございます。

それで、議員ご指摘の文部科学大臣より中央教育審議会に対して、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働のあり方についての諮問が行われたということでございます。

端的に申しますと、この文部科学大臣による答申が27年12月、今月に出ると伺っております。学校と地域の協働体制の構築についてというような答申と伺っておりますが、地域学校協働本部というのもまだ仮称でありますし、詳細についてはまだ素案の段階なので正式な答申は出ていないという状況でございます。そんな中で地域と学校が子供の育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、次の3要素が必須であろうということでございます。1、コーディネート機能、2、より多くの活動する地域住民、3、継続的な活動の実施等定義されております。

いずれにしましても、これらはまだ素案の段階でありますので、文部科学大臣に答申がされましたら、町に合った協働体制の構築に向けてさまざまな検証をして、先ほど申し上げましたとおり、小学校単位だけではなくて、全体で対応していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 今おっしゃいましたコーディネート機能、住民の活動が活発であること、それから、継続的な活動の実施が必須であるということは大変共感いたします。

継続的な活動がやはり行えるよう、今からボランティアの人材集め、それから、コーディネーターの養成等準備をしていただけるよう、ぜひ町のほうから一步、一足前に踏み出していきたいと思っております。協働まちづくりに意欲的なところをぜひ示していただきまして、どちらとも、町民も町側も主体的にこれからまちづくりを行っていきましようということで、この質問を終わります。

続きまして、2、利根町の学校図書館に求められる課題と対応についてお聞きしてまいります。

平成21年3月に子どもの読書サポーターズ会議（文科省）から発行された「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」のⅢ. これからの学校図書館に求められる課題には、（1）から（3）の3項目が記載されています。

この（1）から（3）は、（1）については子どもの読書活動ということでございますので、学校図書館の役割は読書センターであると、それから、（2）は教科等の学習における活用促進でございますから、学習センター、（3）はこの（1）と（2）が相まりまして、結果として多様な要請への対応というのが直に出てくると思いますが、学習センタ

一、読書センター、それから、情報センターとしての動きがこれから醸成されてきますと、子供の居場所づくりとしての重要な環境になるのではないかと思います。そこで、この中の（２）についてお伺いいたします。

同じように、この子どもの読者サポーターズ会議では六つの視点を上げています。その視点に沿って三つの課題をクリアしていくという考え方です。この中で視点３には、学び方を学ぶ場としての学校図書館という視点を上げております。この学び方を学ぶ場としての機能を有効に発揮できるような方針が、今から必要とされるのではないかと思います。この質問をいたします。

授業における学校図書館の活用、それから、教員サポート機能が結果として発揮されることについて、授業について教科等の学習がどのように学校図書館を活用するのか、方針をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） （２）の教科等の学習における活用促進に向けた対応から授業における学校図書館の活用、教員サポート機能の発揮についてのご質問、石山議員のご指摘のとおり、現学習指導要領では生きる力を育むことを目的とし、基礎的、基本的な知識及び技能を習得させ、必要な思考力、判断力、表現力等を育むということを主体的に学習に取り組む態度を養うと、その中で言語活動を充実することとされております。

授業において学校図書館の活用を図り、読書活動をより一層充実させることが求められているわけでございます。現代は知識基盤社会と言われ変化が激しい社会、これからの子供たちが主体的に生きるために、学校教育において生涯にわたって学習する基盤を培い、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育み、学習に取り組む態度を養うことが大切でございます。

学習指導要領では、例えば国語科において、目的に応じた読書に関する指導事項や自分の考えの形成及び交流に関する指導事項を位置づけ、目的に応じて本を読んだり、文書を読んで考えたことを発表し合ったりすることを重視しています。

学校図書館においては、総則において学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図るということを規定して、例えば小学校の国語科においては学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索したりすることなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導するなど、学校図書館の位置づけの一層の明確化を図っております。

本町におきましては、文部科学省における子どもの読書サポーターズ会議に受けて出されました、これからの学校図書館の活用の在り方等についての報告にありますように、教科等の学習における活用促進に向けて、学校図書館を積極的に活用した事業の充実を目指しております。

例えば各教科等において、本や資料などを使って調べる学習活動を行う場合にも、課題

に応じてどのような本や、どのように見つけるのかといった選書、検索の機能や見つけた情報を分類、整理し、自分の考えを明確にしていくために引用したり、要約したりする能力などが必要でございます。

また、教育委員会においては、町内の各小学校に対して、各学校における図書の内容の把握をしていただき、必要な本の購入や図書室の環境整備に力を注いでいただくとともに、本の内容充実を図っていただく。例えばある学校においては調べ学習等の資料や情報等の本が少ないとか、国語科や算数、数学科等の教科に結びつく本が少ないとか、そのようなニーズにあった指導、助言を行っていきます。

また、今年度配置になった図書司書さんの力をおかりして、子供たちによりよい本を紹介していただくとか、心に残る一冊の本として紹介コーナーを設け皆さんに見てもらおうとか、中学校においては職業指導の一環として、キャリア教育の場や心の教育を広める道徳教育の指導の場になるように学校と連携、協力して働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 教育長のご答弁のとおり、小学校、中学校の中で具体的な取り組みがなされていることをお聞きいたしまして、これからの方向性が少し見えてきたわけでございます。

図書のある場所、図書館、学校図書館、図書室ではなく学校図書館、図書の置き場所というイメージからは脱却していただきたい。それで学校図書館というものが育っていく、そういう空間であるということ、私が偉そうに言えることではないんですけれども、そのような感覚がございますものですから、ぜひ可能性があるので学校図書館を育てていただきたいということを申し上げたかったために、この質問をいたしました。

教科ごとのこのような試みが持続されていきまして、授業の中で学校司書と司書教諭、担任の先生が共同して授業をつくっていく、そのような状態を目指すようなお考えは、今やっていただいているということで全部言っていたので、これからその試みをぜひやっていただきたい。

授業で生かしていくところの先に、先ほどおっしゃったような検索をして図書を選ぶ能力、これをつくっていかなくてはならない。情報のたどり方ですね、そういうものを授業で活用した結果、つくっていけるといいかなと私は思います。専門用語をいつも言って申しわけないんですけれども、パスファインダーというものが公立図書館でもそうですし、それから、学校図書館においても作成されている事例があります。

パスファインダーとは、例えば先ほどおっしゃったような調べ物学習の中で学校図書館司書が準備する図書のリストですけれども、まずそれを調べる。そこから次の段階に行く。順を追ってその中で必要な図書、そしてその学校図書館にある図書のリストをつづったものです。そういうものが結果として何年かかるかわかりませんが、結果として成果物とし

て出てくるような、そういう選書、本の選び方をして、それからそれぞれの学校図書館での組織化を図って行っていただきたい。

大変期待をするものでございますが、関連して図書の購入費用ですけれども、今大体何万円ぐらいで来ているのか、おわかりでしたら教えていただきまして、大体何冊ぐらいなのか、種類はどのぐらいなのか、おわかりでしたらお聞きしたいと思います。今後の選書についての参考にしたいと思いますので、わかる範囲でお答えいただけますか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今の石山議員のご質問ですが、今、手持ちに資料がございませんので、後でお届けしたいと思います。申しわけございません。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 本の選書については、値段が高くなるもの、図鑑類は高いですし、しかしながら必要なものを十分購入できるように、予算措置などは頑張ってお取っていただきたいと思います。

最後に、これからの学校教育を考えた上で図書館が果たすべき役割という中で、アクティブラーニングですとか、キャリア教育、こういうものも推進して行っていただきたい。

ちょっと事例を紹介して終わりますけれども、図書委員会という存在がありますが、図書委員会は児童生徒がつくった委員会の中で活動していくわけですけれども、図書委員会の存在というのは大変私は重要だと思っております。先生方、司書のつくっていく環境に児童生徒がかかわってほしい。その図書委員会ができることで一つ見つけたのでお伝えいたしまして終わりますが、近い大学で筑波大学では人文学部というところが行っている授業が、来年度は中学校までおきてきそうなんですけれども、名称が「学問本オーサービジット」というのがあります、これは大学側が選んだ20冊ぐらいですか、図書を選んで、その著者を依頼のあったところに派遣してくれる事業です。これは無料です。

それから、それに関連して、事前にその本を読んでおくということのために貸し出しも行ってくれるとのこと。一部ちょっと費用がかかるかもしれませんが、例えば小学校、中学校の図書委員会が場所を設定すれば、そういう本を書いた本人、ご本人を呼び寄せることができる。それを図書委員会の皆さん方が自分たちで企画などをすれば非常によい活動の一助になるかと思えます。このような事業があることを、今は高校までですけれども、中学校まで範囲を広げると聞いております。平成28年度にはこのようなこともあるよと情報として共有して行っていただきたいと思えます。

長くなりましたが、私の質問はこれで終わります。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後 3 時 0 0 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 番通告者、1 番石井公一郎議員。

〔1 番石井公一郎君登壇〕

○1 番（石井公一郎君） 皆さんこんにちは。3 番通告、石井公一郎でございます。

通告順に従い質問いたします。

町税について。

町税は町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の四つの税からなっております。町税の収入済額、滞納繰越分を含めて平成19年度で17億3,300万円、平成20年度で約16億6,600万円、差し引きますと6,700万円の減であります。平成21年度は約15億9,400万円、7,200万円の減であります。平成22年度は約15億円、9,400万円の減であります。平成23年度は約14億6,300万円、3,700万円の減であります。平成24年度は約14億1,600万円、4,700万円の減であります。平成25年度は約14億200万円、1,400万円の減であります。平成26年度は約13億9,300万円、900万円の減であります。8年間で約3億4,000万円の減収であります。

自主財源の町税が減るということは、簡単に言えば町が貧乏になってきているということです。減収の原因はどこにあると考えているのか、また、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、それぞれ今後どのように推移すると考えておりますか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

町税が平成19年度から平成26年度までの8年間で約3億4,000万円の減収となった原因は何か、また、これから先の町税はどのように推移すると考えているかというご質問でございますが、まず、3億4,000万円の減収の主な原因でございますが、個人住民税において納税義務者の減少により約2億6,800万円の減収となっております。特に平成19年度から平成23年度において、石井議員ご指摘のとおり、団塊の世代の方が多数退職され、約2億1,400万円の減収ございました。また、固定資産税において住宅地の価格の下落がとまらず、約6,200万円の減収ございました。

これから先の町税はどのように推移すると考えているかということでございますが、平成26年度町税収入の約36%を占める固定資産税においては、住宅地の価格の下落幅が2年連続して縮小してきており、引き続き減少傾向は続くものの、これまでのような大きな減収にはならないと考えております。

また、平成26年度町税収入の約52%を占める個人町民税においては、大きな影響を及ぼ

す納税義務者の減少が、今後は緩やかに減少すると推測しますが、引き続き減少基調は続くと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今、町長が言ったように、団塊の世代の退職、それに固定資産の地価の下落ということで、今後とも緩やかではあるが減少していきだろろうということだと思っておりますけれども、これがとまらないとすると、町税ですから、本当にこれ以外に財源はないわけですから、誰もどうしようもとめようがないとは思っております。ですから、何と言うか、新たな納税者を何とか確保するような形でやっていくしかないんじゃないかとは思っております。

それで2番目の下落が続くということなので、新たな町税がない中で、なお一層、要するに課税してある滞納整理に力を入れているとは思いますが、平成26年度末で約1億4,400万円の収入未済額があります。そこで、滞納整理の状況について、今どのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 石井議員の質問の滞納整理の状況についてのご質問でございますが、滞納整理業務につきましては、平成20年度より茨城租税債権管理機構への高額納税事案、困難事案の徴収事務移管を毎年10件程度行っております。

また、町の滞納整理業務を平成23年度から臨戸訪問中心の滞納整理から、滞納処分中心の滞納整理へと変更して行っており、滞納額の圧縮に努めているところでございます。

滞納繰越分の調定額は、平成23年度の1億7,200万円をピークとし、平成26年度は1億5,540万円と減少傾向となってきております。徴収率につきましては、平成22年度以前は20%前後であったものが、24%程度に向上しております。

また、滞納となっている方も、平成23年度の991人をピークに、平成26年度は884人と減少傾向となってきております。

なお、個人住民税において、今年度より法令遵守の観点から、茨城県と県南、県内の全市町村が足並みをそろえまして、特別徴収義務者の一斉指定を実施しております。これにより滞納の未然防止が図られ、個人住民税の滞納は減少してくると思われま。

課税担当者におきましても、滞納通知書を送ることが最終目標でなく、納税者の完納することが完結であると、常にそういう意識をして、税務課が一緒になって納税資源の見きわめをしながら滞納額の圧縮に努めてまいりますというところでございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 私が思うのには、税金を滞納する人は納税に対する優先順位を低く考えている、そういう人が多いのではなかろうか。今、税務課長がおっしゃられたように、滞納整理は非常に難しい。嫌な思いも多々あると思っております。でも、税は公平・平等が原則であります。職員には根気強く頑張ってもらって徴収に力を入れていただきたい。お願いい

たします。

もう一度最後に、税務課長の意気込みをお聞かせください。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 税務課の取り組みといたしましては、まず町税の収納率の向上に努めることが最大の課題と認識しておりますので、税務課一丸となって一生懸命努力してまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） そういうことで頑張って、課税してあるものは滞納しか今は取りようがないので、そっちのほうには十分力を入れていただきたい。

次にまいります。普通交付税について。

普通交付税は平成23年度から平成26年度までの4年間で約9,000万円の増額であります。国も1,000兆円の借金があり、これから先、この交付税には増額の期待ができないと思っております。どのように交付税は推移すると考えておりますか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 普通交付税の今後の推移についてのご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、地方交付税は地方自治体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない自治体にも財源を保証し、どの地域においても一定の行政水準を提供できるようにするものでございます。

算定の仕組みとしましては、基準財政需要額が基準財政収入額を超える自治体に対し、その差額である財源不足額を補填するために交付されるというものであります。

近年増額になった理由としましては、平成26年度では消費税、地方消費税率引き上げに伴いまして、自治体の社会保障の充実分等の地方負担分が基準財政需要額に算入されましたこと、また、まち・ひと・しごと創生に取り組むために地域元気創造事業費が創設され、これも基準財政需要額に算入されておまして、普通交付税が増額となった最大の理由でございます。

平成27年度についても、まち・ひと・しごと創生の取り組み必要度及び取り組み成果を反映するため、新たに人口減少等特別対策事業費が創設され、基準財政需要額に算入されております。これにより普通交付税が増額され17億9,700万円となっております。

このように、近年は消費税、地方消費税率の引き上げやまち・ひと・しごと創生の関係で増額をされておりますが、普通交付税の仕組みとしましては、経済情勢や国の制度改正等により大きく変動しますので、的確に今後の動向を判断することはできませんが、国の借金が、議員ご指摘のとおり1,000兆円を超えている現状から普通交付税の伸びは余り期待できず、現行水準で推移していくものと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今、町長がおっしゃられたとおり、現行のまま推移するであろ

うと。私もこれは基本的には町税が減収すれば、その分を行政格差が生じないように交付税で補填してくれるとっておりますが、国が決定することであって、これもいたし方ない。現状のまま推移すればよろしいのかなと、そのように思います。

次にまいります。行政改革、財政改革について。

町税に明るい兆しが見えない、また普通交付税も同様に思います。この厳しい状況で、さらに行政改革、財政改革を強力に進めていく必要があると思います。具体的にどのような改革を行うのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 行財政改革についてのご質問でございますが、現在の財政状況としましては、町税はこれまでほどではありませんが減少傾向は続きますし、普通交付税は近年増額されておりますが、先ほども申し上げましたとおり、経済情勢や国の制度改正等により大きく変動しますので、的確に今後の動向を判断することはできません。

このような財源状況のもと、これからも行政改革を図り、歳入の確保や徹底した経常経費の削減、また適切な事業の見直しを図っていくことはもちろんのこと、職員一人一人が当町の厳しい財政状況を理解し、改善、改革に意識的に取り組んでいくことが重要であることから、職員の意識改革をさらに進めていく必要があると考えております。

また、財政運営としましては、中期的視点に立って財政運営を検討していくため、当初予算編成時点における経済情勢などを前提に、当面の財政見通しを試算し、財政運営の参考にするとともに、事業の実施に当たっては事業の費用対効果の検証、緊急度、優先度による事業の優先順位づけを徹底し、さらには財源として、国、県の補助金等を活用した事業を優先し、残りの財源として実質公債費比率や将来負担比率を見ながら起債を活用し、また、必要に応じ特定目的基金も活用しながら事業を実施していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 厳しい状況に変わりはないということで、町長は前にも財源的に非常に厳しい中、財政調整基金等で約20億円、それは優先順位を決めてやり繰りしてやっていくということでありました。町が少しでもよくなることを誰もが願っていることですが、私はこれ以上悪くならないように、町政運営に期待をしておるところであります。よろしくお願いたします。

次に移ります。町道について。

町道2015号線、布川台から千葉竜ヶ崎線の取り付け道路が急な坂であり危ない。車体の低い車はボディが道路について壊れたという声も聞いております。以前にも住民から、そのような要望があったということを知っておりますが、何もしておりません。道路は安全でなければならないと聞いております。どのように町は考えておりますか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

布川台から千葉竜ヶ崎線の取りつけ道路が急な坂であり危ないとのこと質問でございますが、町道2015号線の布川台から県道千葉竜ヶ崎線への取りつけ部分については、私も何度も通行しておりまして、車体の低い車ばかりではなくて、2トンクラスのトラックも下が当たってしまうということは認識をしております。

ご指摘の箇所は県道との取りつけ部でございますので、現場の状況を調査し、調査はしているんですけれども、竜ヶ崎工事事務所と協議をした上で今後の対応を検討してまいりたいと考えております。今、担当課で県との協議に入ったところでございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 危ないと町長も認識しているという今の話でありますので、なるべく早く実現できるようにお願いしたいと思います。

ただ一つの例を言えば、農免道路、押付本田のところに豊田堰から農業用水路が道路の下を通っている。そこには段差が余りないのに「段差に注意」、このような看板が立っている。私としては、注意が必要なところ、注意をしなければならないところになって、こんな必要ないというか、そういうところについているのは何かおかしいと思っているんですよ。おかしいと思いませんか。これで、これは終わります。

今度は5番目の件については、これはあくまでもお願いなので、お願いだけしますから。県道千葉竜ヶ崎線の信号機設置について。

町道2104号線、旧利根中を正面に見て、龍ヶ崎市方面に右折するとき非常に危ない。特に朝夕、休日は栄橋方面に行く車で渋滞している。カーブミラーは旧利根中の正面のところに設置されておりますが、今までに何回も事故があったので、住民は信号機をつけてほしいと言っております。信号機設置は町の管轄ではないので、関係機関に何とかよい方向で町長にお骨折りいただけないでしょうか、町長、よろしく願いいたします。

これはお願いだけで、これで質問を終わります。

○議長（井原正光君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明12月10日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時24分散会